

川崎市病院局プロポーザル方式（財産貸付け等）に関する事務取扱要綱

3 川病経第 8 7 0 号
令和 3 年 1 0 月 2 6 日 管理者決裁

（趣旨）

第 1 条 病院事業の用に供する行政財産（以下「行政財産」という。）について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項及び川崎市病院局会計規程（平成 1 7 年川崎市病院局規程第 3 6 号。以下「会計規程」という。）第 9 1 条から第 1 0 1 条の 2 までにより行う使用並びに地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 2 項及び地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 5 並びに会計規程第 1 0 2 条により準用する会計規程第 1 0 3 条から第 1 0 7 条までにより行う貸付け（以下「貸付け等」という。）において、行政財産を使用し、又は借り受けようとする者（以下「借受者」という。）をプロポーザル方式により特定しようとする場合の事務取扱については、会計規程その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この要綱において、プロポーザル方式とは、行政財産の借受者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、又は選定し、当該貸付け等に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（第 1 号様式。以下「提案書」という。）の提出を受け、原則としてヒアリングを実施した上で、当該提案書の審査及び評価を行い、当該行政財産の貸付け等に最も適した借受者を特定する方法をいう。

2 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

(対象及び実施方法)

第3条 行政財産の貸付け等を行おうとする課長（以下「所管課長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、競争入札によらず、プロポーザル方式により借受者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験による利活用が見込める場合
- (2) 貸付料の多寡のみで相手方を選定すると当該行政財産の用途又は目的を妨げるおそれがある場合
- (3) その他プロポーザル方式により借受者の特定を行うことが適当であると認められる業務を当該行政財産において行う場合

2 プロポーザル方式を実施する場合は、原則として、公募型プロポーザル方式で実施するものとし、事業の性質や目的から公募型プロポーザル方式が適さない場合や、提案者が限定され広く一般に提案を求める必要がないと認められる場合には、指名型プロポーザル方式で実施することができる。

3 所管課長は、前項の規定によりプロポーザル方式により借受者の特定を行おうとするときは、プロポーザル方式付議依頼書（第2号様式）を次条に規定する審査委員会委員長宛てに提出するものとする。

(審査委員会)

第4条 行政財産の貸付け等をプロポーザル方式により行う借受者の特定について、公正かつ的確な執行を確保するため、病院局行政財産貸付け等プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員長、副委員長及び委員は次のとおりとする。

委員長	病院事業管理者
副委員長	病院局長
委員	総務部長
委員	経営企画室長
委員	川崎病院事務局長
委員	井田病院事務局長

- 3 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 審査委員会は、プロポーザル方式により借受者の特定を行うこととした行政財産の貸付け等について、次に掲げる事項を審議しなければならない。
 - (1) 借受者の特定をプロポーザル方式により行うことの適否
 - (2) プロポーザル評価委員会設置の要否及び評価委員の選定
 - (3) 実施要領
 - (4) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点が同点の場合の取扱等借受者の特定に必要な事項の設定
 - (5) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
 - (6) 指名型プロポーザル方式による場合における提案書の提出を要請する者（以下「要請者」という。）の選定
 - (7) その他必要と認める事項
- 7 審査委員会の庶務は、経営企画室において処理する。
(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- 3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 第2項及び前項に規定にかかわらず、委員長は、特に緊急を要するため委員会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、書面により審議を行うことができる。この場合、委員の3分の2以上の決裁をもって議事が決したものとみなす。
(実施承認)

第6条 プロポーザル方式により借受者の特定を行おうとする所管課長は、当該行政財産の貸付け等が第3条第1項の規定に該当するか否か及び同条第2項の規定に基づく実施方法について、審査委員会の承認を得なければならない。

(評価委員会)

第7条 所管課長は、前条に基づきプロポーザル方式により借受者の特定を行うことについて承認を得たときは、プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置することができる。

2 評価委員会は、提案の採否の審査及び評価を行う。

3 所管課長は、事業の目的、内容、性質等を考慮し、評価基準や提案の評価について、専門的な知見が必要と見込まれる場合は、学識経験者等からの意見を聴取するよう努めなければならない。

4 前項の意見聴取が、学識経験者等による合議体の審議により行われる場合は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条に基づく附属機関としなければならない。

5 評価委員会の事務局は、行政財産の貸付け等を行おうとする課（課に相当する部署を含む。）に置くものとする。

(提案資格)

第8条 所管課長は、プロポーザル方式により借受者の特定を行おうとするときは、貸付け等ごとに次の各号に定める事項を当該貸付け等に係る提案資格として定めるものとする。

(1) 川崎市病院局契約規程（平成17年川崎市病院局規程第39号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）による指名停止期間中でないこと。

(3) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものでないこと。

(4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がないこと。

(5) その他実績等必要と認める事項

(実施の公表)

第9条 所管課長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該貸付け等ごとに、次に掲げる事項を本市ホームページ、公告その他の方法により公表するものとする。

(1) 行政財産の内容及び貸付け等の期間

(2) 提案資格

(3) 提案内容の評価基準

(4) 担当部課

(5) プロポーザル関係参加意向申出書（第3号様式、以下「参加意向申出書」という。）提出の期限、場所及び方法

(6) 提案資格確認結果通知書の交付期間、場所及び方法

(7) 提案書の提出期限、場所及び方法

(8) 要請手続において使用する言語及び通貨

(9) 契約書作成の要否

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

(11) 評価が同点となった場合の措置

(12) その他必要と認める事項

ア 見積書提出の有無

イ 提出書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無

ウ その他（参加表明手続）

2 前項の規定に基づき本市ホームページに公表するとき、所管課長は、CMSの特殊テンプレートを用いて行うこととする。

第10条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、貸付け等ごとに、参加意向申出書及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を提出しなければならない。

（参加意向申出書の提案資格の確認等）

第11条 所管課長は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第8条の規定に基づく当該貸付け等に係る提案資格を満たす者（以下「提案者」という。）であるかを確認するものとする。

2 所管課長は、意向申出者が提案資格を満たさないことを確認した者については、当該貸付け等の提案者としてはならない。

（提案資格確認の通知）

第12条 所管課長は、意向申出者に対し、当該公表において指定する期日までに、提案資格の確認結果を提案資格確認結果通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案資格が認められなかった者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができるものとする。

（要請者の選定）

第13条 所管課長は、指名型プロポーザル方式を実施しようとするときは、当該貸付け等に係る提案資格を有すると認めた者の中から、要請者を選定するものとする。

2 所管課長は、前項の規定により選定した要請者について、審査委員会に報告し、承認を得なければならない。

3 所管課長は、審査委員会により承認を得た要請者を評価委員会に報告するものとする。

（指名の通知）

第14条 所管課長は、要請者を決定した場合は速やかに当該要請者に対し、プロポーザル参加指名通知書（第5号様式）により次に掲げる事項を通知するものとする。

（1）行政財産の内容及び貸付け等の期間

（2）提案内容の評価基準

（3）担当部課

（4）提案書の提出期限、場所及び方法

(5) 要請手続において使用する言語及び通貨

(6) 契約書作成の要否

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

(8) 評価が同点となった場合の措置

(9) その他必要と認める事項

ア 見積書提出の有無

イ 提出書の作成及び提出に関する提案者の費用負担の有無

ウ その他

(提案書の提出要請)

第15条 所管課長は、第12条第1項又は前条の規定による通知をもって提案資格を満たす者である旨確認した者又は要請者に対し、提案書の提出を要請する。

2 前項の規定により提案書の提出要請を受けた者は、提案書の提出を辞退する場合には、その旨を書面により、提案書の提出期日までに提出するものとする。

3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、当該貸付け等の性格上、第1項の規定により提案書の提出要請を受けた者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われない恐れがある場合には、一堂に会さない形で、個別に説明を行うことができる。

(借受者の特定)

第16条 評価委員会において、第4条第6項第4号によりあらかじめ定めた評価方法により提案内容の審査及び評価を行い、当該貸付け等に最も適した提案を行ったと認められる提案者を借受者として特定するものとする。

2 前項の提案内容の審査及び評価に当たっては、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(提案資格の喪失等)

第17条 当該貸付け等について第12条第1項又は第14条の規定による通知を受けた者が、通知後において次のいずれかに該当するときは、当該貸付け等に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。

(1) 第8条に規定する当該貸付け等に係る提案資格を満たさないこととなったとき。

(2) 参加意向申出書、提案書等に虚偽の記載をしたとき。

2 前項の場合において、所管課長は、当該提案者に対し、その貸付け等に係る提案を行うことができない理由を付して提案資格喪失通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（所管課長への通知）

第18条 評価委員会は、第16条の規定により借受者を特定したときは、評価結果等を付して借受者を所管課長に通知するものとする。

2 前項の通知を受理した所管課長は、速やかに評価結果等を審査委員会に報告し、承認を得なければならない。

（提案者への通知）

第19条 所管課長は、審査委員会から前条第2項の承認得た後、特定された者（以下「特定者」という。）及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面（第7号様式）により通知する。

2 前項の通知を行う場合は、特定者及び非特定者に対して、それぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。

3 第1項の規定により特定されなかった旨の通知を受けた者は、書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

4 特定者に対して、当該行政財産の貸付け等に係る契約締結の交渉を行うものとする。
提案内容の変更は原則認めないものとする。

（提案者が多数見込まれる場合の措置）

第20条 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、提案書の内容の審査及び評価を行うことができる。

（特定結果の公表）

第21条 プロポーザル方式による借受者の特定結果については、本市ホームページ

に公表するものとする。

(その他)

第 2 2 条 この要綱に関し必要な事項は、病院局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年10月26日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 8 年 9 月14日から施行する。

第 1 号様式

提 案 書

年 月 日

(宛先) 川崎市病院事業管理者

業 者 コ ー ド ()

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名 印

次の件について、提案書を提出します。

1 件 名 :

2 場 所 :

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

プロポーザル方式付議依頼書					
				番 年 月 日	
(宛先)審査委員会委員長					
長					
次の行政財産について、プロポーザル方式により借受者を特定したいので、審議を依頼します。					
件 名					
場 所					
期 間					
予 算 額					
収 入 科 目		款	項	目 節	
業 務 内 容					
業 種 ・ 種 目					
プ ロ ポ ー ザ ル 方 式 の 概 要	該 当 条 項	川崎市病院局プロポーザル方式(財産貸付け等)に関する事務取扱要綱 第3条第 号			
	実 施 方 法	1 公募型プロポーザル方式 2 指名型プロポーザル方式(指名業者を必ず記入してください。)			
	評 価 委 員				
	評価の着眼点				
	評価項目及び ウ ェ イ ト				
	評価基準その 他必要な事項				
	指 名 業 者 名	No.	業 者 名	代 表 者 名	連 絡 先
		1			
		2			
		3			
4					
5					
担 当 者					

第3号様式

プロポーザル参加意向申出書

年 月 日

(宛先) 川崎市病院事業管理者

業者コード ()

所在地

商号又は名称

代表者職氏名 印

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、プロポーザルに参加を申し込みます。

1 件 名：

2 場 所：

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

提案資格確認結果通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、提案資格確認結果を通知します。

1 件 名：

2 場 所：

3 提案資格の有無

（1）有の場合、資格を有することを認めます。

（2）無の場合、次により、資格を有することを認めません。

理由：〇〇のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へその旨を書面で提出してください。

担当課

電話

FAX

E-mail

第5号様式

プロポーザル参加指名通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

次の件について、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 行政財産の内容及び貸付期限
- 2 提案内容の評価基準
- 3 担当部課
- 4 提案書提出の期限、場所及び方法
- 5 要請手続において使用する言語及び通貨
- 6 契約書作成の要否
- 7 関連情報を入手するための照会窓口
- 8 評価が同点となった場合の措置
- 9 その他必要と認める事項

担当課

電話

FAX

E-mail

第 6 号様式

提案資格喪失通知書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

年 月 日付けで公告（公表）された次の件について、貴社は提案資格を喪失したので通知します。

1 件 名：

2 参加資格喪失の理由

担当課

電話

FAX

E-mail

結 果 通 知 書

年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名 様

川崎市病院事業管理者

貴社より提出があった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

1 件 名 :

2 結 果

(1) 最適であると特定しました。

契約等の手続につきましては、別途連絡いたします。

(2) 次により、特定しませんでした。

理由：〇〇のため

※ 上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに下記担当課へ

その旨を書面で提出してください。

担当課

電話

FAX

E-mail